**北海道大学大学院特別教育プログラムOGGs　誓約書**

**◆提出用**

北海道大学高等教育推進機構長 殿

私は，北海道大学大学院特別教育プログラムOGGsに参加するにあたり，下記に記載されている諸事項を承諾し遵守することを誓約します。誓約事項に反した場合，参加資格の取り消しや，北海道大学や関係機関からの支援（助成金，奨学金等）の返還及び，今後北海道大学が提供するプログラムへの参加の制限を課された場合でも，異議の申し立てはいたしません。

　　　　年　　　月　　　日　 　　　　　　　 学部/研究科等　　　年　　学生氏名　　　　　　　　　　　印

**プログラム参加にあたり理解する事項**

1.　 北海道大学大学院特別教育プログラムOGGs（以下「プログラム」という）に参加が認められた者であっても，プログラム参加申込書及び自己申告書に記載漏れや虚偽の記載事項があると判明した場合は，プログラムへの参加を取り消される可能性がある。

2. プログラム日程と，所属学部等の授業やテストが重なっていることが判明した場合には，プログラムへの参加を取り消される。なお，この日程重複に伴い，授業担当教員に対して，試験日の変更や，試験のレポートへの変更等の交渉は行わない。

3. プログラム参加にかかる経費を渡航前に用意する必要性を理解し，事前に支払わなければならない費用は，保証人及び保護者の了解を得て，必ず定められた期日までに支払う。

4. プログラムの参加人数が最少催行人数に満たない場合は，北海道大学（以下「本学」という）又は留学先大学がプログラムの中止を決定する可能性がある。

5.　 本学が医師の診断を求めた場合，本学が指定する医療機関を受診し,診断書の原本を本学へ提出する。診断書の内容により本学が参加不適当と判断した場合，プログラムへの参加を取り消される可能性がある。また,参加が認められた場合においても，渡航先の言語又は英語で書かれた診断書の原本を学生本人が現地へ持参する。

6. 本学が正当と認めるやむを得ない事由がない限り，プログラムへの参加を辞退することは認められない。なお，やむを得ない事由により辞退する場合には，留学先，航空会社及び旅行代理店の規定により発生するキャンセル料やその他の費用を負担する場合がある。

7. 留学先の国や地域の安全上の状況によっては，本学又は留学先が留学の中止や延期を決定する場合があること，また，留学先から健康上の理由により参加が拒否される場合があることを理解し，それらが生じた場合には本学及び留学先の指示に従う。なお，これらの事態により発生する損害や負担について，本学，留学先及び旅行代理店に一切請求を行なわず，本人，保証人及び保護者が負担する。

8． 航空券の手配については，本学又は旅行代理店が行うこととし，個人では行わない。ただし，本学が認めた場合はその限りではない。

9.　 プログラム実施にあたり，本学及び本学の教職員の故意又は過失に基づく損害以外の損害について，本学は一切

の責任を負わない。

**プログラム参加に必要な手続きに関する事項**

10. 参加に必要な諸手続き（パスポートや査証の取得，費用支払い，海外旅行傷害保険加入等）は責任をもって指定期日までに行う。諸手続きを履行していないと判断された場合，参加を取り消される可能性がある。なお，参加取り消しにより生じるキャンセル料は，本人，保証人及び保護者が負担する。

11. 出発日から帰国日までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険に加入する。なお，クレジットカード付帯の海外旅行保険のみでのプログラム参加は認められない。

12. 提出書類に記載された個人情報は，渡航や参加手続きの目的のため，留学先や旅行代理店，ホーム・ステイ斡旋業者へ提供される。

13. 旅行代理店や海外旅行保険会社，危機管理支援サービス会社が，その任務を全うするにあたり，個人情報を共有，利用する。

14. プログラムに係るすべての事前授業に必ず出席する。正当な理由なく欠席したり，欠席の事前連絡がない，あるいは，出席姿勢に問題がある場合，参加を取り消される可能性がある。

**＜次頁に続く＞**

**プログラム参加期間中に関する事項**

15. プログラム期間中は，滞在国及び日本の法令，本学及び留学先の規則を遵守し，本学，留学先及び旅行代理店の指示に従うとともに，本学の学生としての自覚と責任において行動する。

16. プログラム期間中，災害，暴動，テロ，事故，疾病，犯罪などによる損害や不慮の災難について，本学，留学先

及び旅行代理店は一切の責任を負わない。

17. プログラム期間中，留学先で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については，学生本人が全ての責任を負う。

18.　プログラム期間中，留学先の故意又は重大な過失に基づく損害以外の損害について，留学先は一切の責任を負わない。

19. プログラム期間中，留学先の国や地域の安全上の状況がプログラムの実施に支障をきたす場合，プログラムが中止になる可能性がある。その場合，当該帰国に係る予定外の費用は，本人，保証人及び保護者が負担し，本学，留学先及び旅行代理店に一切請求を行わない。

20. プログラム期間中，健康状態に著しく支障をきたし，本学又は留学先から参加継続が困難と判断された学生，また，社会的規範を逸脱したり団体行動を著しく乱す学生には，本学又は留学先が途中帰国を勧告する場合があることを理解し，その指示に従う。その場合，必要に応じ，保証人又は保護者が現地へ赴き，本人を帰国させる。なお，当該帰国に係る費用は，本人，保証人及び保護者が負担し，本学，留学先及び旅行代理店に一切請求を行なわない。

21. プログラム期間中，留学国以外の第三国への出国や，留学先国における通常航空機の移動を伴うような長距離の国内旅行は認められない。ただし，ホスト・ファミリーや引率者が帯同する居住地近郊への旅行及び留学先大学が提供するオプショナル・ツアーについては，この限りではない。

22. プログラム・スケジュールに従い，日本国内の居住地と留学先を本学が指示する合理的な経路で往復する。

23. プログラム期間中のいかなる持病，アレルギー症状，怪我，突発性の疾病，感染症等についても，学生本人がすべて責任をもって対処し，症状により本人が被るいかなる損害も学生本人が負う。また，本人，保証人及び保護者は，これらの事態により発生する損害や負担について，本学，留学先，旅行代理店及びホーム・ステイ斡旋業者に一切請求を行わない。

24. プログラム期間中は，定められたホスト・ファミリーや寮等の渡航前に予約した宿泊先に必ず滞在する。

25.　ホーム・ステイや寮等の宿泊先は原則として変更できない。ただし，やむを得ない事由により変更する場合は，本学，留学先，旅行代理店及びホーム・ステイ斡旋業者の指示に従い手続きを行う。その場合，変更に伴い発生する損害や負担について，本学，留学先，旅行代理店及びホーム・ステイ斡旋業者に一切請求を行わない。

**プログラム終了後に関する事項**

26. プログラム期間中の修学や生活に関する情報及び参加者や留学先から提供された集合写真や個人写真等の個人情報を，プログラムの運営や広報，安全上の目的のために本学及び留学先が使用する場合がある。

27. 帰国後は必ず定められた期日までに，本学が求める報告書を提出するとともに，すべての事後授業（帰国報告会を含む）に出席する。

28. 提出書類に含まれる個人情報が，本学が実施するイベントの案内，イベント催行に際しての協力の要請や出席依頼，体験談の執筆依頼等に利用される場合がある。

--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

保証人は，上記誓約書に同意し，学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

　　　　年　　　月　　　日　　　保証人注)氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

注）保証人は原則，保護者（両親のいずれか）とする。

　　　　　　　　　　　　　　　 （学生との関係：　　　　　　　　　　　　　）